

富山県再犯防止推進計画

(素案)

令和 年 月
富山県

目次

第1章 計画の趣旨等

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	計画の期間	2
4	計画の対象者等	2
5	個人情報の適切な取扱い及び情報の共有	2

第2章 計画策定の背景

1	再犯に関する現状（全国・富山県）	3
---	----------------------------	---

第3章 計画の基本方針等

1	基本方針	6
2	計画の目標	7
3	重点分野	7
4	再犯の防止等に関する施策の指標	9

第4章 重点分野と具体的施策

【重点分野1】	国・市町村・民間団体等との連携強化	10
【重点分野2】	就労・住居の確保	12
【重点分野3】	保健医療・福祉サービスの利用の促進	17
【重点分野4】	学校等と連携した修学支援	23
【重点分野5】	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導	26
【重点分野6】	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	29

第5章 計画の推進体制

1	推進体制
2	進行管理

第6章 資料

- ・再犯の防止等の推進に関する法律
- ・国再犯防止推進計画（概要）
- ・用語の説明
- ・計画策定の経緯

第1章 計画の趣旨等

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯認知件数は、平成14年に戦後最多（2,854,061件）を記録しましたが、平成15年に犯罪対策閣僚会議が設置されて以降減少し、平成30年には、戦後最少（817,338件）となりました。

富山県においても、刑法犯認知件数は、平成13年に戦後最多（17,660件）を記録しましたが、犯罪抑止のための取組みにより、平成30年（4,846件）まで17年連続で減少を続けています。

一方、全国の刑法犯により検挙された再犯者数は、平成18年をピークに、その後は漸減状態にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙者数に占める再犯者数の割合（以下「再犯者率」という。）は上昇し続け、平成30年は48.8%となっています。

富山県においても、近年、再犯者率は4割台で推移しており、県民が安全で安心して暮らすことのできる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

こうした中、国では、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号、以下「再犯防止推進法」という。）が公布、施行され、平成29年12月には「再犯防止推進計画」が策定されるなど、再犯を防止し、安全・安心な社会を実現する取組みが進められています。

【参考：国の動き】

- 犯罪対策閣僚会議で「再犯防止に向けた総合対策」を決定（H24.7）
- 犯罪対策閣僚会議で「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」を決定（H26.12）
- 犯罪対策閣僚会議で「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」を決定（H28.7）
- 「再犯の防止等の推進に関する法律」の公布・施行（H28.12）
- 「再犯防止推進計画」が閣議決定（H29.12）

これらの状況を踏まえ、新たに、本県における再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定するものです。

【参考：再犯防止推進法で定める地方公共団体の責務】

平成28年12月に公布、施行された再犯防止推進法第4条第2項により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。さらに、再犯防止推進法第24条において、同法に規定する基本的施策を講ずるよう努めなければならないとされています。

また、再犯防止推進法第8条では、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該地域における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めることとされています。

2 計画の性格

- ・再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく地方再犯防止推進計画
- ・国の再犯防止推進計画を勘案し、本県の状況に応じた施策を推進する計画

3 計画の期間

令和2年度から令和6年度（5年間）

4 計画の対象者等

本計画における対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める犯罪をした者等（犯罪をした者、非行少年、非行少年であった者）とします。

また、本計画において、再犯の防止等とは、再犯防止推進法第2条第2項により、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）とします。

5 個人情報の適切な取扱い及び情報の共有

県は、個人情報の適切な取扱いについて十分配慮した上で、再犯の防止等の支援に対する取組みを行うこととし、犯罪や非行をした人たちの支援に必要な情報について、支援を行う関係機関及び団体と情報の共有を図ります。

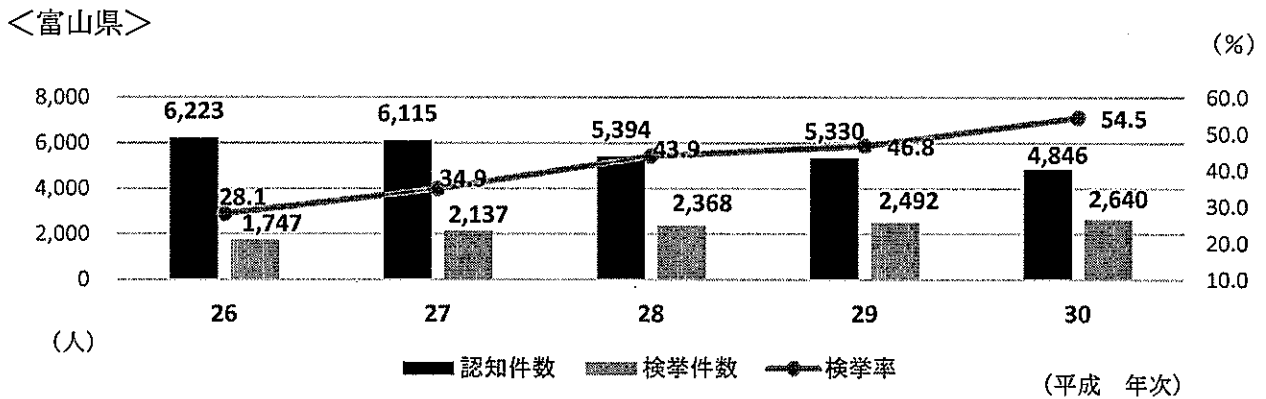
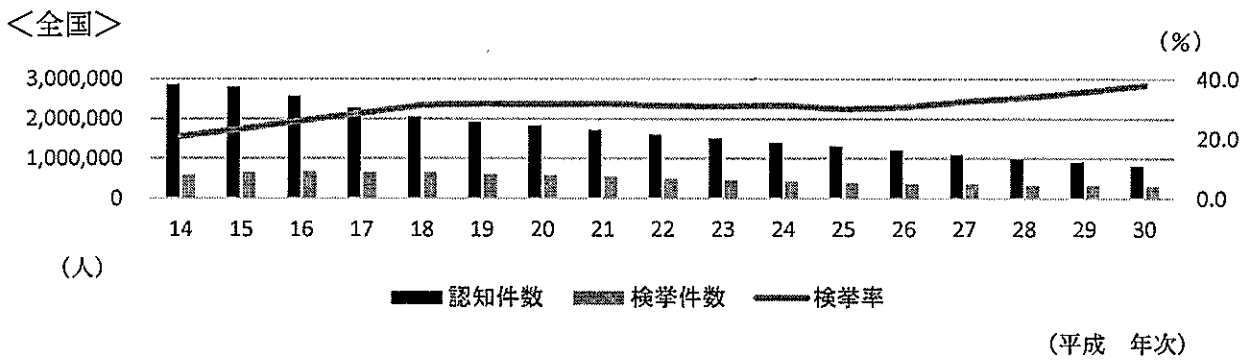
第2章 計画策定の背景

1 再犯に関する現状（全国・富山県）

1 刑法犯認知件数、検挙件数、検挙率

全国の刑法犯認知件数は、平成14年に2,854,061件と戦後最多を記録しましたが、平成15年以降減少し、平成30年には、戦後最少の817,338件となりました。

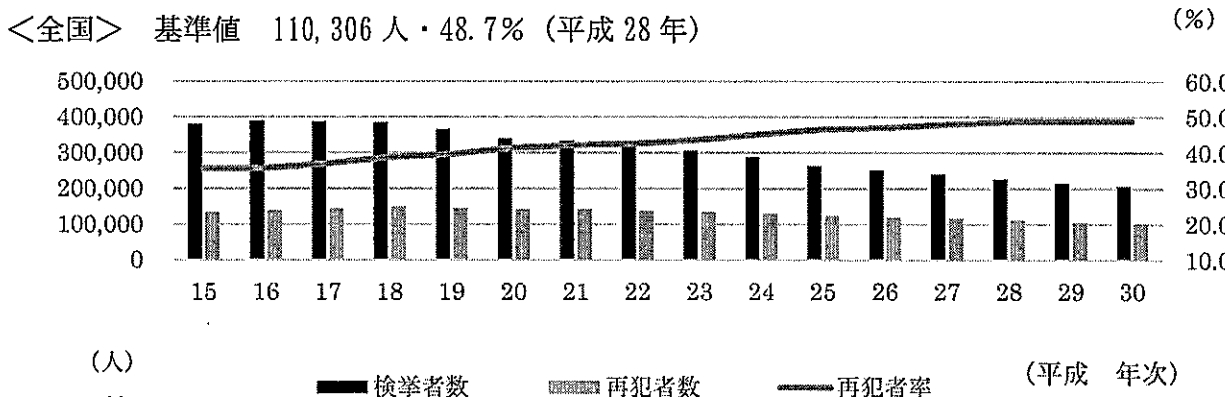
富山県においても、刑法犯認知件数は年々減少しています。



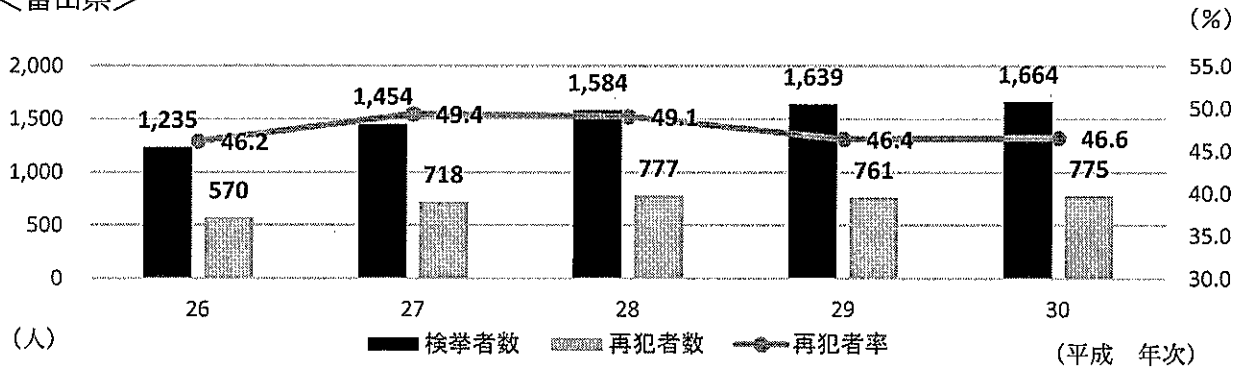
2 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

全国の刑法犯により検挙された再犯者数は、平成18年の149,164人をピークに、その後は漸減状態にあります。それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、再犯者率（検挙者数に占める再犯者数の割合）は上昇し続け、平成30年は48.8%となっています。

富山県においても、近年、再犯者率は4割台で推移しています。



<富山県>

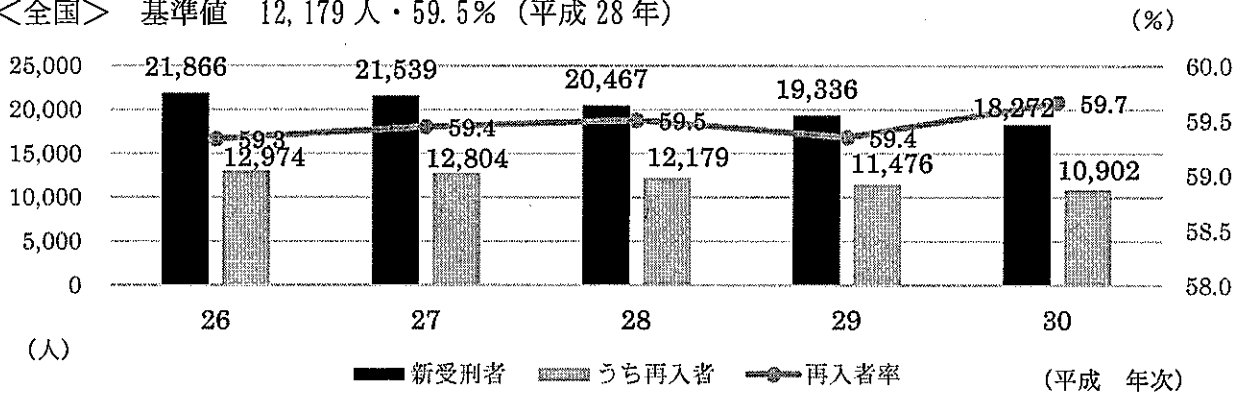


「再犯者」…刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者

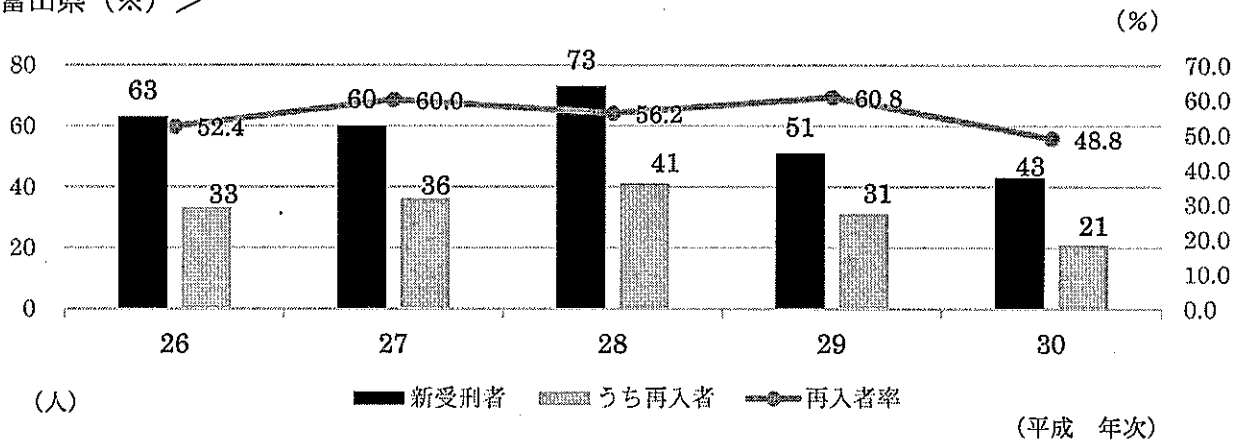
3 新受刑者中の再入者数及び再入率

全国の平成 30 年の新受刑者中の再入者数は、10,902 人となっており、そのうち、犯罪時の居住地が富山県である者は 21 人となっています。

<全国> 基準値 12,179 人・59.5% (平成 28 年)



<富山県 (※)>



(※) 再入所に係る犯行時の居住地が富山県の者

「新受刑者」…裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所するなどした受刑者

「再入者」…受刑のため刑事施設に入所するのが 2 度以上の者

4 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率

平成29年の出所受刑者のうち、その後2年以内に再入所した者は、全国では3,712人となっており、そのうち、再入所に係る犯行時の居住地が富山県であった者は、5人となっています。

<全国> 基準値 4,225人・18.0% (平成27年)

	H25年 全出所受刑者 26,510人		H26年 全出所受刑者 24,651人		H27年 全出所受刑者 23,523人		H28年 全出所受刑者 22,909人		H29年 全出所受刑者 22,025人	
	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率
全国	4,804	18.12%	4,569	18.53%	4,225	17.96%	3,971	17.33%	3,712	16.85%
富山県 (※)	14	0.0528%	15	0.0608%	16	0.0680%	9	0.0393%	5	0.0227%

(※) 再入所に係る犯行時の居住地が富山県の者

「2年以内再入者」…各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目(翌年)の年末までに再入所した者

5 主な罪名・特性別2年以内再入率

平成29年の全国の2年以内再入率を主な罪名別で見ると、窃盗が22.89%となっており、特性別では、高齢(65歳以上)が21.81%となっています。

<全国> 基準値 (平成27年)

主な罪名別：覚せい剤取締法違反19.2%、性犯罪6.3%、傷害・暴行16.2%、窃盗23.2%

特性別：高齢(65歳以上)23.2%、女性12.6%、少年11.0%

	罪名・特性	覚せい剤取締法違反		性犯罪		傷害・暴行		窃盗		高齢(65歳以上)		女性		少年	
		2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入院数	2年以内 再入院率
H27	全出所受刑者 (出院者)	6,184		640		1,310		7,860		2,881		2,261		2,879	
	全国	1,187	19.19%	40	6.25%	212	16.18%	1,824	23.21%	669	23.22%	284	12.56%	316	10.98%
	富山県(※)	1	0.0162%	0	0%	1	0.0763%	8	0.1018%	5	0.1736%	2	0.0885%	1	0.0347%

	全出所受刑者 (出院者)	覚せい剤取締法違反		性犯罪		傷害・暴行		窃盗		高齢(65歳以上)		女性		少年	
		2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入者数	2年以内 再入率	2年以内 再入院数	2年以内 再入院率
H29	全国	1,061	17.22%	53	8.24%	164	15.40%	1,663	22.89%	635	21.81%	260	11.81%	245	9.90%
	富山県(※)	2	0.0325%	0	0%	1	0.0939%	2	0.0275%	1	0.0343%	0	0%	1	0.0404%

(※) 再入所に係る犯行時の居住地が富山県の者

第3章 計画の基本方針等

1 基本方針

国の「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）で示されている5つの基本方針を踏まえ、以下のとおりとします。

【基本方針】

- 国・市町村・民間団体等との緊密な連携協力の確保に努めます。
- 国等との適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない支援に努めます。
- 犯罪被害者等の存在を十分に認識するとともに、犯罪をした者等が、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて取り組みます。
- 犯罪等の実態等を踏まえ、見直しを行いながら、社会情勢等に応じた効果的なものとなるよう努めます。
- 再犯防止の取組みを分かりやすく広報するなどにより、広く県民の関心と理解を得られるよう努めます。

（参考：国の再犯防止推進計画〔5つの基本方針〕）

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

2 計画の目標

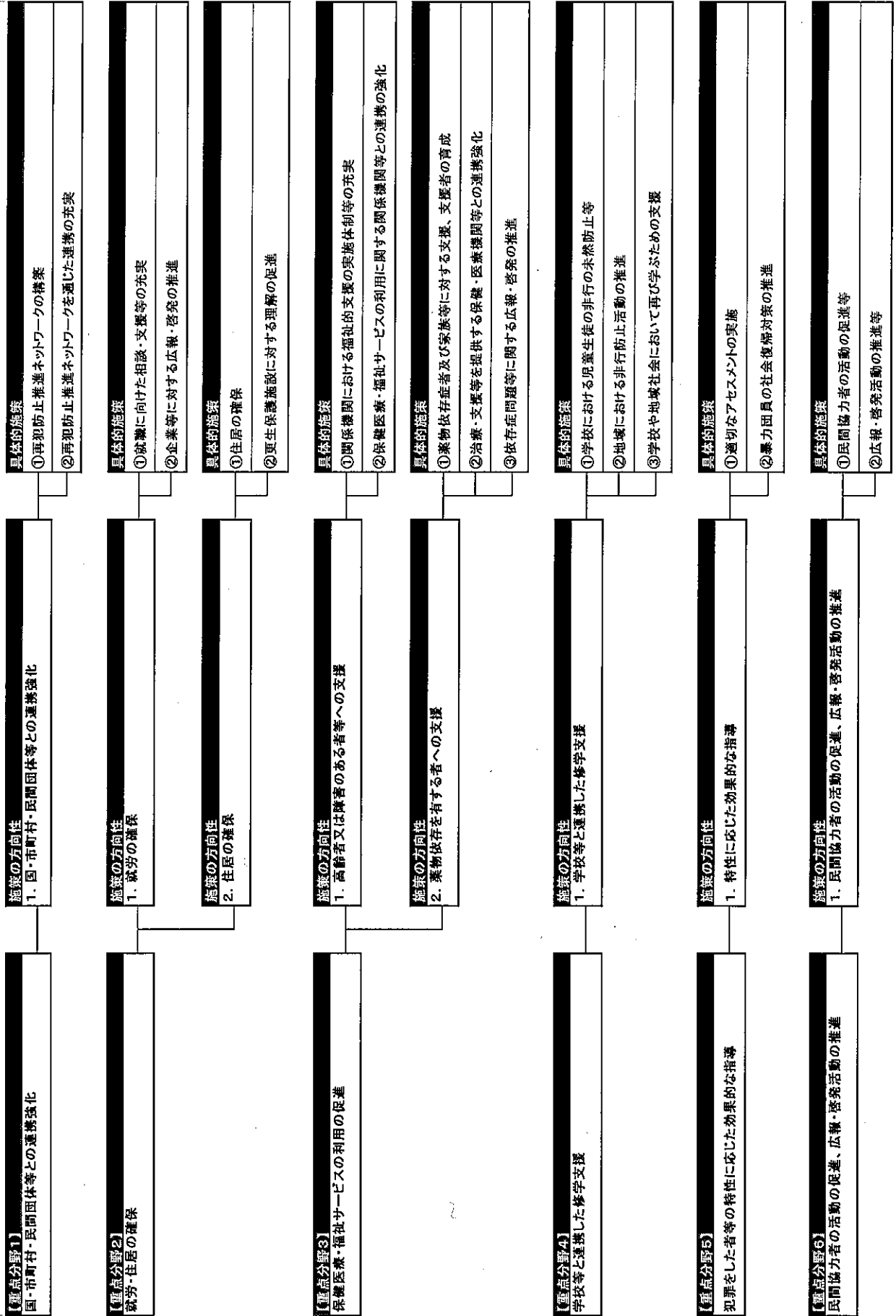
(検討委員会で協議)

3 重点分野

「再犯防止推進法」第24条に基づき、同法第2章に規定する基本的施策及び国の再犯防止推進計画を勘案し、重点的に取り組むべき6つの分野を設定し、これらに関する施策に取り組みます。

- 【重点分野1】 国・市町村・民間団体等との連携強化
- 【重点分野2】 就労・住居の確保
- 【重点分野3】 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 【重点分野4】 学校等と連携した修学支援
- 【重点分野5】 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- 【重点分野6】 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

< 施策の体系 >



4 再犯の防止等に関する施策の指標

再犯の防止等に関する施策の動向を把握するため、国の「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）で示されている施策の指標と同様に、次の数値を本計画における施策の指標とします。

○刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（富山県内で検挙された再犯の人数及び率）

<基準値> 775人・46.6%（平成30年）

○新受刑者中の再入者数及び再入者率（再入所に係る犯行時の居住地が富山県である者の人数及び率）

<基準値> 21人・48.8%（平成30年）

○出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率（再入所に係る犯行時の居住地が富山県である者の人数及び率）

<基準値> 5人・0.0227%（平成30年）

○2年以内再入者（再入所に係る犯行時の居住地が富山県である者の人数及び率）

・主な罪名（覚せい剤取締法違反、性犯罪（強制性交等・強姦・強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗）別（平成29年）

<基準値>

罪名	覚せい剤取締法違反		性犯罪		傷害・暴行		窃盗	
全出所受刑者	6,160		643		1,065		7,265	
富山県	2年以内再入者数	2年以内再入率	2年以内再入者数	2年以内再入率	2年以内再入者数	2年以内再入率	2年以内再入者数	2年以内再入率
	2	0.0325%	0	0%	1	0.0939%	2	0.0275%

・特性（高齢（65歳以上）、女性、少年）別（平成29年）

<基準値>

特性	高齢（65歳以上）		女性		少年	
全出所受刑者（出院者）	2,912		2,201		2,475	
富山県	2年以内再入者数	2年以内再入率	2年以内再入者数	2年以内再入率	2年以内再入院数	2年以内再入院率
	1	0.0343%	0	0%	1	0.0404%

第4章 重点分野と具体的施策

【重点分野1】国・市町村・民間団体等との連携強化

1. 国・市町村・民間団体等との連携強化

(1) 現状

- ・犯罪をした者等の中には、貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱えている場合があります。
- ・これらの者が地域の中で孤立せず、円滑に社会復帰できるようにするには、刑事司法関係機関による取組みのみならず、地域社会において息の長い支援を続ける必要があります。地方公共団体による様々な分野での支援が重要です。

<県の取組み>

- ・「富山県民福祉基本計画」において、刑務所等の矯正施設退所者の再犯防止に向け、国や市町村、関係団体（保護司会など）等と連携した支援の実施を推進することとし、富山県済生会に委託している「富山県地域生活定着支援センター」において、保護観察所からの依頼があった特別調整対象者（矯正施設を出所する高齢者・障害のある者で適当な帰住予定地が確保されていない者・福祉サービス等を受ける必要があると認められる者）の社会復帰及び地域生活への定着の支援を行っています。【厚生企画課】
- ・国関係機関・団体等と連携する協議会（薬物乱用対策推進本部、子ども・若者支援協議会、暴力団離脱者社会復帰対策協議会 等）を通じ、様々な困難を抱えた者の社会復帰に向けた支援に取り組んでいます。【くすり政策課・子ども支援課・警察本部（少年女性安全課・組織犯罪対策課）】

<国の取組み>

刑事司法関係機関が中心となり、犯罪をした者等の社会復帰を支える取組みを実施しています。

○富山保護観察所

- ・富山県地域生活定着支援センターと連携し、特別調整（出口支援）を行っています。
- ・国や県の関係機関で構成する協議会等の開催による情報共有を図っています。

「刑務所出所者等就労支援事業協議会」、「受刑者の就労支援に係る管区ブロック協議会」、「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に関する連絡協議会」、「刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会」など

○名古屋少年鑑別所富山少年鑑別支所（富山法務少年支援センター）

- ・地域社会の方からの依頼により、鑑別によって培ってきた非行・犯罪に関する専門知識やアセスメント機能などを活用し、対象者の性格・行動傾向や問題行動に至る原因・問題点の分析、分析結果に基づく処遇方針（指導方法や支援のあり方など）の策定を行い、依頼元である支援機関（者）等に助言や情報提供をしています。また、富山県少年サポートネットワーク会議に参画しています。

○名古屋矯正管区

矯正行政に関する地方公共団体や地域の民間支援団体・関係機関の総合窓口として、更生支援企画課を設置し、管内矯正施設の情報を集約するとともに、地方公共団体等に対する矯正に関する情報発信を行っています。

<民間の取組み>

○更生保護施設「富山養得園」

- ・更生保護機関等と必要に応じて個別に協議・連携を図り、対象者の円滑な社会復帰や自立更生の支援に努めています。

（2）課題

犯罪をした者等の支援等に必要な情報共有等が容易ではなく、支援が困難となる状況もみられることから、個人情報の適切な取扱いに十分配慮することを含め、刑事司法関係機関、地方公共団体、民間団体等の連携体制を構築する必要があります。

（3）具体的施策

①再犯防止推進ネットワークの構築

- ・再犯防止の推進のための情報共有等のネットワークの構築に取り組みます。【厚生企画課】

②再犯防止推進ネットワークを通じた連携の充実

- ・地域の状況に応じた市町村の再犯防止等に関する取組みが円滑に実施されるよう、市町村や民間団体等に対し、個人情報の適切な取扱いに十分配慮しながら、連携できるよう支援を行います。【厚生企画課】

【重点分野2】就労・住居の確保

1. 就労の確保

(1) 現状

- ・県内の刑法犯検挙者に占める再犯者のうち、無職である者は5割を超えています。
(人)

年次	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
再犯者	570	718	777	761	775
うち、無職	362	425	434	410	418
割合	63.5%	59.2%	55.9%	53.9%	53.9%

(富山県警察本部より)

- ・新受刑者（犯罪時の居住地が富山県の者）のうち、無職である者は6割を超えています。
(人)

年次	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
新受刑者	63	60	73	51	
うち、無職	38	38	50	35	
割合	60.3%	63.3%	68.5%	68.6%	
(参考：全国割合)	(68.6%)	(68.5%)	(69.8%)	(69.1%)	

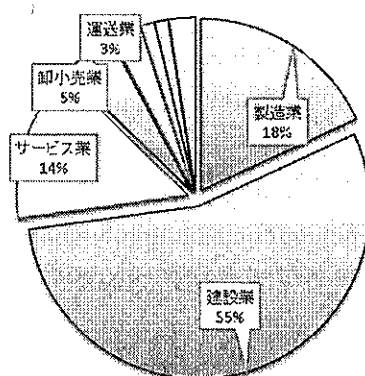
(名古屋矯正管区より)

- ・協力雇用主数の登録数は増加していますが、実際に雇用している協力雇用主数の割合は、1～2%程度で推移しています。
(4月1日現在)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31
協力雇用主数	247	255	270	287	307	321
うち、実際に雇用している協力雇用主数	2	7	4	4	7	4
割合	0.8%	2.7%	1.5%	1.4%	2.3%	1.2%

(法務省より)

- ・協力雇用主を業種別にみると、建設業が5割以上を占めています。



令和元年5月末現在
(富山保護観察所より)

<県の取組み>

- ・平成29年度から、保護観察対象者等を雇用した企業に対し、建設工事入札参加資格審査における優遇措置を講じています。【管理課】
- ・労働局、ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携し、離転職者等に対する職業訓練を実施しているほか、県や高齢・障害・求職者雇用支援機構などの公共職業能力開発施設における施設内訓練、民間教育訓練機関に対して訓練の実施を委託する委託訓練により、円滑な再就職を支援しています。【労働政策課】
- ・生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や就労準備支援事業として、犯罪をした者を含む生活困窮者の就労支援を行っています。【厚生企画課】
- ・暴力団からの離脱に向けた支援として、（公財）富山県暴力追放運動推進センターと連携し、富山県暴力団離脱者社会復帰対策協議会を通じて、暴力団離脱者に対する就労支援を行っています。【警察本部（組織犯罪対策課）】

<国の取組み>

矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練・指導の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置を始めとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主の開拓・拡大、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、保護観察対象者の雇用等の取り組みを行っています。

○富山刑務所

- ・職業訓練・指導により、収容中に様々な資格や技能が身に付けられるよう、民間団体等の協力を得ながらその充実を図っています。また、関係機関と連携して、受刑者に就労支援を実施しています。

○名古屋少年鑑別所富山少年鑑別支所（富山法務少年支援センター）

- ・刑務所出所者等の雇用主等からの依頼に応じ、出所者等の性格・行動傾向、問題行動に至る原因・問題点を分析し、対応の仕方や効果的な指導方法などを助言する取り組みを行っています。

○富山保護観察所

- ・刑務所出所者等就労奨励金の給付、身元保証制度の充実、協力雇用主の確保、活動への支援、富山刑務所出所者等就労支援推進協議会の開催などによる情報共有の取り組みを行っています。

○富山労働局

- ・関係機関・団体との連携による就労支援とともに、ハローワークにおける職業相談・紹介、公共職業訓練の受講あっせん、求職者支援訓練の活用、トライアル雇用、刑務所での職業講話、求人情報の提供等の刑務所出所者等就労支援事業を実施しています。

<民間団体の取組み>

○富山県保護司会連合会

- ・協力雇用主会と連携して、協力雇用主の開拓、確保に関する取組みを行っています。

○更生保護施設「富山養得園」

- ・富山養得園に入園後、速やかにハローワークでの就労活動を支援し、同行訪問などを行っています。また、協力雇用主へ協力を依頼するなど園生の希望に沿った就職先の確保等の取組みを行っています。

○富山県就労支援事業者機構

- ・犯罪をした者等の雇用主に対する助成金の支給等の取組み、保護観察対象者や就労支援事業に従事する者に対する研修・指導及び顕彰、犯罪予防のための広報・啓発などの取組みを行っています。

(2) 課題

犯罪をした者等は、前科があるなどのために就職活動が円滑に進まない場合があります。また、就労に必要な基礎学力や技術、対人関係の維持のためのコミュニケーション能力を身に付けていないなどにより、就労や職場への定着が困難な場合があります。

そのため、実際に雇用を行っている雇用主にとって、同僚とのトラブルや離職等の不安を抱える場合も多いことから、それらの不安を軽減するための就労支援のみならず、就労後の定着支援に取り組む必要があります。

また、雇用のミスマッチを解消するため、多様な業種の協力雇用主を開拓する活動への支援に取り組む必要があります。

(3) 具体的施策

①就職に向けた相談・支援等の充実

- ・富山県人材活躍推進センターにおいて、富山保護観察所等と連携し、個々の実情に応じた就労支援を行います。【労働政策課】

- ・犯罪や非行をした障害のある人が適切な就労支援を受けられるよう、市町村やハローワークなどの関係機関と連携し、障害のある人の就労支援を行う「障害者就業・生活支援センター」や障害福祉サービス等に適切につなげていくよう努めます。

【障害福祉課、労働政策課】

- ・暴力団離脱者社会復帰対策協議会において、関係機関・団体と暴力団離脱者の社会復帰に関する情報交換を図り、さらなる連携強化を図ります。【警察本部（組織犯罪対策課）】

- ・再犯のおそれが高い暴力団離脱者の適正な形での社会復帰を推進するため、富山県暴力追放運動推進センターと連携し、暴力団離脱者を対象とした関係機関と民間団体による就職受入等の社会復帰対策を支援します。【警察本部（組織犯罪対策課）】

②企業等に対する広報・啓発の推進

- ・県が主催する各種の企業向けセミナーや研修会において、国の機関と連携しながら協力雇用主制度のパンフレット等の配布などにより、協力雇用主制度をPRし、協力雇用主の登録数と実際の雇用の増加に努めます。【厚生企画課、労働政策課】
- ・刑務所出所者等の公正な選考採用や差別撤廃や、協力雇用主に関する県民の理解の醸成、広報・啓発の推進に努めます。【厚生企画課、労働政策課】

2. 住居の確保

(1) 現状

- ・刑法犯検挙者に占める再犯者のうち約5%が住所不定となっています。(人)

年次	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
再犯者	570	718	777	761	775
うち、住所不定	35	52	35	36	36
割合	6.1%	7.2%	4.5%	4.7%	4.6%

(富山県警察本部より)

- ・刑務所出所者のうち帰住先がない者(割合)はH26年と比べ減少しています。(人)

年次	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
出所者(富山刑務所)	231	207	206	200	168
うち、帰住先がない者(※)	78	70	44	32	47
割合	33.8%	33.8%	21.4%	16.0%	28.0%
(参考：全国割合)	(23.1%)	(23.7%)	(20.7%)	(17.7%)	(17.2%)

(法務省より)

(※)「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者である者などを含む。

- ・平成29年に富山刑務所を出所した者の帰住先のうち、「更生保護施設等」は36%を占めています。

計	父母	配偶者	兄弟・姉妹	その他親族	知人	雇主	社会福祉施設	更生保護施設(※)等	左記に含まれない自宅	その他
200	49	12	3	3	22	2	3	71	3	32

(名古屋矯正管区より)

<県の取組み>

- ・犯罪や非行をした人たちの住居の確保を支援するため、富山県地域生活定着支援センターにおいて、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者に対する社会福祉施設への入所調整やアパート等への入居調整を行っています。また、平成30年度には、更生保護施設富山養得園の全面改修への支援も行ったところです。【厚生企画課】
- ・生活困窮者自立相談窓口においては、住居の確保に向けた相談や住居確保給付金の支給(有期)、一時生活支援事業を実施しています。【厚生企画課】

<国の取組み>

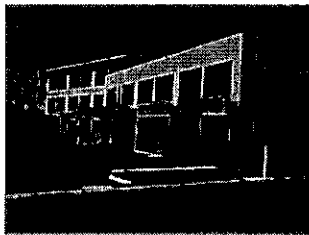
受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実や、親族等のもとに帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設の入居機能の強化、自立準備ホーム（あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が、保護観察所が、宿泊場所の供与と自立のための生活指導のほか、必要に応じて食事の給与を委託する際の宿泊場所）の確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組みを行っています。

<民間団体の取組み>

○更生保護施設「富山養得園」

頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供し、就労支援や生活指導などを行っています。

(富山養得園施設全景)



(富山養得園多目的ホール)



(2) 課題

矯正施設の入出所を繰り返すにつれて、帰住先の確保がより困難となっています。

また、犯罪をした者等が入居を拒まれたり、身元保証人を得ることが困難、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できないなどにより、適切な定住先を確保できない場合があります。

(3) 具体的施策

①住居の確保

- ・住宅セーフティネット法に基づく同制度の周知と情報提供に努めるとともに、市町村、県居住支援協議会や関係団体と連携し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進します。【建築住宅課】
- ・賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供や住宅相談等を行う居住支援法人の指定に向け、関係団体等との連携を強化します。【建築住宅課】
- ・県営住宅において、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を提供します。【建築住宅課】

②更生保護施設に対する理解の促進

- ・地域における更生保護施設の意義・役割等について、地域住民の理解が促進されるよう広報・啓発を行います。【厚生企画課】

【重点分野3】保健医療・福祉サービスの利用の促進

1. 高齢者又は障害のある者等への支援

(1) 現状

- ・刑法犯検挙者に占める再犯者のうち高齢者は約3割となっています。(人)

年次	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
再犯者	570	718	777	761	775
うち、高齢者(65歳以上)	178	218	214	223	235
割合	31.2%	30.4%	27.5%	29.3%	30.3%

(富山県警察本部より)

- ・新受刑者のうち高齢者は約2割となっています。(人)

年次	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
新受刑者	63	60	73	51	
うち、高齢者(65歳以上)	13	12	14	6	
割合	20.6%	20%	19.2%	11.8%	

(犯行時の居住地が富山県の者)

(名古屋矯正管区より)

- ・新受刑者のうち精神障害有りの者(割合)は減少傾向にあります。(人)

年次	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
新受刑者	63	60	73	51	
うち、精神障害有り	9	4	4	2	
割合	14.3%	6.7%	5.5%	3.9%	

(犯行時の居住地が富山県の者)

(名古屋矯正管区より)

<県の取組み>

- ・矯正施設出所者等に対する支援(出口支援)として、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、富山県地域生活定着支援センターにおいて、富山保護観察所や更生保護施設、福祉の関係機関等と連携・協力して調整を行っています。【厚生企画課】
- ・生活困窮者に対しては、自立相談支援事業の実施(相談窓口:県内19か所)、就労準備支援事業の実施などにより、生活困窮者の自立を包括的かつ継続的に支援しています。【厚生企画課】
- ・県社会福祉協議会で実施している「ケアネット事業」を通じ、福祉課題を抱える要援護者やその家族に対する、地域住民自らによる個別支援サービス(継続的な見守り、声かけ、買物代行など)を行っています。【厚生企画課】
- ・県社会福祉協議会で実施している「日常生活自立支援事業」を通じ、認知症高齢者や障害者など判断能力が十分でない人が、権利を侵害されることなく地域で自立した生活を送れるよう福祉サービスの利用援助等を行っています。【厚生企画課】
- ・県社会福祉協議会で実施している「生活福祉資金貸付事業」を通じ、低所得者、高齢者、障害者等に対し必要な資金の貸付を行うことにより、経済的自立、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援しています。【厚生企画課】

- ・高齢者については、富山県社会福祉協議会に設置している「高齢者総合相談センター（シルバー110番）」において、高齢者やその家族等が抱える保健、福祉、医療等に係る各種の相談事業を実施しているほか、市町村が設置する地域包括支援センターの相談機能の充実を支援しています。【高齢福祉課】
- ・障害福祉サービス事業所が、刑務所出所者等に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合に報酬の加算をしています。【障害福祉課】

〔富山県地域生活定着支援センターにおける支援状況（のべ人数）〕

	H26年度			H27年度			H28年度			H29年度			H30年度		
	高	障	高・障	高	障	高・障	高	障	高・障	高	障	高・障	高	障	高・障
コーディネート業務	8	3	1	14	7	0	11	8	0	13	4	0	9	1	0
フォローアップ業務	2	5	2	6	7	1	5	8	1	8	6	1	5	3	0
相談支援業務	2	4	1	2	7	0	3	6	0	4	1	0	5	2	0
小計	12	12	4	22	21	1	19	22	1	25	11	1	19	6	0
計	28			44			42			37			25		

（コーディネート業務）

保護観察所からの特別調整協力等依頼に基づき、矯正施設入所者の退所後に必要な福祉サービスや生活に関するニーズの確認、受け入れ施設等へのあっせんや福祉サービス等に関する申請支援を行う。

（フォローアップ業務）

コーディネート業務でのあっせんにより、矯正施設から退所後に対象者を支援する福祉サービス事業所等に対して必要な助言を行う。

（相談支援業務）

矯正施設から退所した対象者の福祉サービス等の利用に関して、本人やその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行う。

<国の取組み>

犯罪をした高齢者又は障害のある者等の再犯防止のためには、矯正施設出所者等に対する支援（出口支援）だけでなく、起訴猶予者等についても必要な福祉的支援に結び付けることが犯罪等の常習化を防ぐために重要であることを踏まえ、検察庁において、知的障害のある被疑者や高齢の被疑者等福祉的支援を必要とする者について、弁護士や保護観察所等関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービスに橋渡しするなどの取組（入口支援）を実施しています。

また、矯正施設及び更生保護施設へ社会福祉士等を配置し、支援を実施しています。

○富山地方検察庁

- ・高齢であったり、障害があるために福祉的支援を必要とする被疑者・被告人について、社会福祉士から助言を受けるなどして、それぞれが抱える問題に応じた支援策を検討し、適切な福祉サービスを受けることができるよう、関係する福祉事務所、福祉関係機関・団体等につなげるための連絡・調整を行う取組（入口支援）を行っています。

○富山刑務所

- ・高齢受刑者等の対策として、出所後に自律的で健全な社会生活を送るための福祉的支援を中心とする社会復帰支援指導を実施しています。

○富山保護観察所

出所者等が円滑な支援を受けられるよう、「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等に対する社会復帰に向けた支援等にかかる連絡会」により、富山保護観察所、富山刑務所、富山県地域生活定着支援センターが定期的に協議を行っています。

(2) 課題

福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から支援の対象とならない場合があります。

また、支援が必要な生活困窮者の中には、地域社会の中で孤立している場合も多く、困窮状態であることも周囲にはわかりづらい場合があります。

(3) 具体的施策

①関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実

- ・「富山県地域生活定着支援センター」の利用者に対する支援を円滑かつ効果的に実施するため、センターの事業内容等に関する周知・広報を充実します。【厚生企画課】
- ・犯罪をした高齢者や障害のある者等であっても、必要な医療・介護サービスを利用できるように、市町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等が参加する研修等において、再犯防止の趣旨等について、周知を行います。【厚生企画課、高齢福祉課、障害福祉課】
- ・県が策定する関連計画への再犯防止の観点の記載に努めるほか、市町村が策定する関連計画についても、情報提供等を通じた支援を行います。【厚生企画課】
- ・地域における安否確認や緊急時対応などの見守り支援等について、引き続き、市町村及び社会福祉協議会等と連携して福祉サービスが提供されるよう支援します。【厚生企画課】

②保健医療・福祉サービスの利用に関する関係機関等との連携の強化

- ・再犯防止の推進のための情報共有等のネットワークの構築に取り組みます。【厚生企画課】〈再掲〉
- ・地域の状況に応じた市町村の再犯防止等に関する取組みが円滑に実施されるよう、市町村や民間団体等に対し、個人情報の適切な取扱いに十分配慮しながら、連携できるよう支援を行います。【厚生企画課】〈再掲〉

2. 薬物依存を有する者への支援

(1) 現状

- ・県内の薬物事犯による検挙者のうち、「大麻・あへん」の検挙者は増加傾向にあります。(人)

年次	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
検挙者総数	29	22	24	30	31
覚せい剤	24	18	17	24	22
大麻・あへん	3	4	5	6	9
麻薬・向精神薬	2	0	2	0	0

(富山県警察本部より)

- ・覚せい剤取締法違反で検挙された者のうち、近年の同一罪名再犯者(※)は5割を超えています。(人)

年次	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
覚せい剤取締法違反検挙者	24	18	17	24	22
再犯者	10	13	13	13	12
割合	41.7%	72.2%	76.5%	54.2%	54.5%

(※)同一罪名再犯者(前に覚せい剤取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された者をいう。)
(富山県警察本部より)

- ・新受刑者の覚せい剤取締法違反者のうち再入者の割合は6割を超えています。(人)

年次	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
新受刑者	63	60	73	51	
うち、覚せい剤	3	5	11	11	
うち、再入者	2	4	8	7	

(犯行時の居住地が富山県の者)

(名古屋矯正管区より)

- ・薬物依存症の患者数(外来受診者・入院患者)は全国の1%未満となっています。(人)

平成28年度	全国	富山県
薬物依存症で精神科医療機関を外来受診した者(1回以上)	6,458	48
薬物依存症の精神病床での入院患者数	1,431	14

平成29年度 精神保健福祉資料より

<県の取り組み>

- ・依存症に関する相談拠点を「心の健康センター」に設置し、相談対応、関係機関との連携、相談拠点の周知を実施しています。【健康課】
- ・薬物依存症者に関する理解を深め、家族が元気になり自分たちの生活を取り戻すことを目的に、薬物依存症家族教室を開催しています。【健康課】
- ・行政、医療機関、支援団体が情報共有・意見交換を行い、連携を強化するため、薬物依存症関係機関連絡会議を開催しています。【健康課】
- ・副知事を本部長とする富山県薬物乱用対策推進本部を設置し、関係行政機関が連携・情報共有を図る、薬物乱用対策を推進しています。【くすり政策課】
- ・薬物乱用防止活動を推進するため、富山県薬物乱用防止指導員を県内376名に委嘱するとともに、指導員で組織された協議会活動を通じて地域に密着した啓発活動を行っています。【くすり政策課】
- ・厚生センター等に設置した相談窓口で、薬物に関する一般的な知識の普及と相談に応じるとともに、薬物乱用防止講習会を行っています。【くすり政策課】

- ・NPO法人富山ダルクリカバリークルーズと連携し、薬物乱用防止セミナーを開催し、薬物乱用の恐ろしさや薬物依存症への理解を深め、薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進しています。【くすり政策課】
- ・小学校、中学校、高等学校において、警察職員や学校薬剤師等、外部の専門家を招いて薬物乱用防止教室や、指導者講習を実施しています。【保健体育課】

<国の取組み>

矯正施設・保護観察所における一貫した専門的プログラムの開発・実施、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、地域において薬物依存症治療の拠点となる医療機関の整備等の施策に取り組むとともに、薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療、回復支援施設や民間団体等による支援等を一貫して行うための体制の整備等に取り組んでいます。

○富山刑務所

- ・専門的処遇プログラムを実施しています。

○富山保護観察所

- ・薬物依存者支援団体と連携して社会復帰後の支援を実施しています。また、富山県心の健康センターと共同で「薬物依存症者支援関係機関連絡協議会」や「家族教室」を開催し、関係機関との情報交換や家族支援を行っています。
- ・専門的処遇プログラムを実施しています。

<民間団体の取組み>

○富山ダルク

- ・富山刑務所における薬物離脱指導や学校等における保健講話の講師を派遣するとともに、薬物依存症者やその家族等からの相談や薬物依存症者へのリハビリ支援等を行っています。

(2) 課題

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合も多く、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に行う必要があります。

そのため、薬物依存症の治療・支援等に携わる人材の育成、相談支援窓口や治療・支援等を提供する保健・医療機関の体制の充実を図る必要があります。

また、刑事司法関係機関や地域の保健医療・福祉関係機関、民間支援団体との連携を図り、薬物依存からの回復施設や回復のための長期的な活動につなげる必要があります。

さらに、薬物事犯者の家族が薬物事犯者本人との関係に疲弊していることが少なくないため、家族に対する支援の充実が重要です。

(3) 具体的施策

①薬物依存症者及び家族等に対する支援、支援者の育成

- ・薬物等をやめ続けたい人やその家族を対象に回復プログラムに基づき学びの場を提供するほか、専門家によるセミナーを引き続き実施します。また、依存症の病理や現状を正しく理解し、さらに適切な予防や対策ができるよう内容の充実に努めます。【健康課】

②治療・支援等を提供する保健・医療機関等との連携強化

- ・薬物依存症者に治療可能な医療機関や民間の立ち直り施設などを紹介するチラシを作成し、更生保護関係機関や民間団体が直接本人に配布し、薬物依存症者が適切な支援を受けられるよう努めます。また、薬物依存症者を受け入れる医療機関の開拓、周知に努めます。【健康課】
- ・地域で依存症の治療を提供する医療機関との連携体制の充実に図り、薬物依存症者に対する適切な対応を促進します。【健康課】

③依存症問題等に関する広報・啓発の推進

- ・薬物依存症者に対する支援を実施する自助グループなどの民間団体との連携や活用を図り、団体の活動の紹介を積極的に行うなど、必要に応じた支援を行います。【健康課・くすり政策課】
- ・薬物事犯者本人やその家族が薬物依存に関する先入観や偏見により地域から排除されないための、薬物依存症の立ち直りに関する適切な広報・啓発を推進します。【健康課】

【重点分野4】学校等と連携した修学支援

1. 学校等と連携した修学支援

(1) 現状

- ・県内の刑法犯 犯罪少年(14歳以上20歳未満の罪を犯した少年)は200人前後で推移しています。(人)

年次	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
刑法犯 犯罪少年	227	209	224	179	204

(平成30年版「富山の青少年」より)

- ・平成30年中の刑法犯犯罪少年(204人)のうち再犯者数は76人でした。再犯者率は37.3%(前年比-6.3ポイント)でした。(平成30年版「富山の青少年」より)

- ・県内の中途退学率(公立高等学校)は、1%未満であり、全国に比べ低くなっています。(人)

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
県内の中途退学者	163	193	159	181	
県内の中途退学率	0.7%	0.8%	0.7%	0.8%	
(全国の中途退学率)	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	

(平成30年版「富山の青少年」より)

- ・新受刑者のうち、約3割が中学校卒業後に高等学校に進学していません。(人)

年次	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
小学校 (卒業)	1	0	0	0	
中学校 (卒業)	17	20	20	16	
高等学校 (中退)	16	15	18	8	
高等学校 (卒業)	20	20	29	22	
大学 (中退)	4	1	1	1	
大学 (卒業)	5	4	5	4	
計	63	60	73	51	

(犯行時の居住地が富山県の者)

(名古屋矯正管区より)

<県の取組み>

- ・児童生徒の心のケアのため、県内全ての公立小学校(182校)・中学校(79校)にスクールカウンセラーを配置しています。【小中学校課】
- ・児童生徒の家庭環境の改善のため、県内全ての中学校区(富山市除く53校区。富山市は中核市として単独実施)にスクールソーシャルワーカーを派遣しています。【小中学校課】
- ・非行防止等の取組みを学校と家庭が連携して推進していくために、新入学児童生徒の保護者を対象に、生徒指導に係る啓発冊子(県教育委員会作成)を配布し、活用に努めています。【小中学校課】
- ・県内4地区の高等学校生徒指導協議会で、祭礼巡視や街頭補導巡視等を計画的に行い、非行の未然防止に努めています。【小中学校課】
- ・交通安全教室、薬物乱用防止教室、情報モラル教室等を実施し、児童生徒の規範意識の醸成に努めています。【小中学校課】

- ・私立高校の生徒の心のケア等に対処するため、学校がスクールカウンセラー等を配置した経費について支援しています。【企画調整室】
- ・「富山県子ども・若者支援地域協議会」を設置（H28.8）し、関係機関相互の連携体制の確保、事例検討による支援方法等の検証を行い、支援が必要な子ども・若者への支援を実施するための情報交換・協議を行っています。【子ども支援課】
- ・「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」「少年を見守る社会気運の醸成」等、非行少年を生まない社会づくりのため、少年の規範意識の向上と社会との絆の強化を図っています。【警察本部（少年女性安全課）】
- ・各関係機関において、子育てや、心と体の健康等についての相談対応を行っています。
 - ◇厚生センター（新川、中部、高岡、砺波）
 - ◇富山児童相談所、高岡児童相談所
 - ◇富山県女性相談センター
 - ◇富山県発達障害者支援センター「ほっぷ」
 - ◇富山県心の健康センター（富山県ひきこもり地域支援センター・富山県依存症相談支援センター） 等

<国の取組み>

高等学校の中退防止のための取組みや、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援とともに、BBS会等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施しています。

○富山刑務所

・高等学校を卒業していない者の中で希望者に対して、施設内で高等学校卒業程度認定試験を実施しています。同試験に合格した者は、出所後に専門学校や大学への進学の特典を得るほか、高校卒業程度の学力を身に付けることができたという達成感を得ています。

○名古屋少年鑑別所富山少年鑑別支所

・少年鑑別所（法務少年支援センター）では、地域援助業務として学校等と連携し、非行・犯罪の防止に関する専門的知識・技術を活用した助言その他必要な援助や、非行の未然防止等に向けた取組みを実施しています。

<民間団体の取組み>

○富山県更生保護女性連盟

・子育て支援や児童等の見守り活動を行っています。

○富山県BBS連盟

・兄や姉のような身近な存在として、保護観察対象者等の学習支援や非行傾向にある少年とのともだち活動を通して、自立支援の取組みを行っています。

(2) 課題

社会環境の変化（SNSの普及など）や少年の抱える問題の深刻化により、少年が地域社会で孤立し、非行少年とならないよう取組みが求められています。

学校や地域における非行の未然防止のための適切な教育・支援等の取組みの充実や保護者との連携が必要です。

矯正施設や保護観察所と学校関係者の相互理解の促進を図るとともに、学校や地域において、犯罪をした者等に対する継続した学びや進学・復学のための支援等が必要です。

(3) 具体的施策

①学校における児童生徒の非行の未然防止等

- ・法務少年支援センター、保護観察所及び労働局と連携し、地域社会における子どもの居場所づくりや子ども、保護者及び学校関係者等に対する相談支援の充実、民間ボランティア等による犯罪予防活動の促進など、児童生徒の非行の未然防止や深刻化の防止に向けた取組みを推進します。【厚生企画課、子ども支援課、小中学校課】

②地域における非行防止活動の推進

- ・「子ども食堂」や「学習支援」など、民間協力者による地域社会における子どもの居場所づくりなどの活動を支援します。【子ども支援課】
- ・少年サポートセンターが主体となって、少年警察ボランティアや学生安全ボランティア、関係機関と連携した非行少年の立ち直りを支援する活動に取り組みます。また、少年の心のよりどころとなる新たな「居場所」を作る社会奉仕体験活動等への参加の促進を図ります。【警察本部（少年女性安全課）】

③学校や地域社会において再び学ぶための支援

- ・矯正施設・保護観察所の職員と学校関係者との相互理解・連携を深めるため、矯正施設・保護観察所における研修等の実施に当たっては、職員を講師として派遣するなどの取組みを推進します。【小中学校課】
- ・保護観察所と連携し、保護司による非行防止教室の実施等、保護司と学校等の日常的な連携・協力体制の構築を図るとともに、関係者等に連携事例を周知するなどして、学校に在籍している保護観察対象者に対する生活支援等の充実を図ります。【小中学校課】
- ・「富山県子ども・若者支援地域協議会」では、高等学校中退などで学校を離れることとなった者が、再学習や就労といった希望内容に応じた支援機関につながるよう支援します。【子ども支援課】
- ・児童自立支援施設では、入所中の非行少年に対して、退所後の地元小中学校への復学や高校進学を目的として、同施設内に設置された分校との連携のもと、一人ひとりの能力に合わせた学習指導を実施します。【子ども支援課】

【重点分野5】犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

1. 特性に応じた効果的な指導

(1) 現状

・性犯罪（強制性交等、強制わいせつ）は、増減はあるものの、毎年発生しています。

年次	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
合計認知件数	30	21	17	37	29
強制性交等	1	4	3	5	5
強制わいせつ	29	17	14	32	24

(富山県警察本部より)

・県内の暴力団の構成員等は、H26末と比べ減少しています。

	H26末	H27末	H28末	H29末	H30末
六代目山口組	10団体	8団体	3団体	3団体	3団体
神戸山口組		2団体	2団体	2団体	1団体
任侠山口組					1団体
計	10団体(320人)	10団体310人	5団体(270人)	5団体(260人)	5団体(260人)

(富山県警察本部より)

・県内のストーカー事案の認知件数は毎年100件を超え、高止まりの状況です。

(富山県警察本部より)

<県の取組み>

- ・警察本部では、法務省から、子供対象・暴力的性犯罪に関する出所情報の提供を受け、出所後に再び犯罪をすることを防止し、また、子供対象・暴力的性犯罪その他の性的犯罪が発生した場合には、迅速な対応を図っています。【警察本部(少年女性安全課)】
- ・ストーカー行為等により受刑後仮釈放となった者及び保護観察付執行猶予となった者に対し、被害者への接触防止のための指導を徹底し、保護観察所との緊密かつ継続的な連携を図り、特異動向等を迅速に把握して必要な措置を講じています。【警察本部(少年女性安全課)】
- ・ストーカー加害者等に対し、公費による医師等の面談を支援するなど、医療機関等の協力を得て、カウンセリング等の受診に向けた働きかけを行っています。【警察本部(少年女性安全課)】
- ・暴力団からの離脱に向けた支援として、(公財)富山県暴力追放運動推進センターと連携し、富山県暴力団離脱者社会復帰対策協議会を通じて、暴力団離脱者に対する就労支援を行っています。【警察本部(組織犯罪対策課)】

<国の取組み>

性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、可塑性に富む少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等を実施しています。

○富山刑務所

- ・ 犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識や生活態度を習得させるための一般改善指導と、改善更生や円滑な社会復帰に支障をきたす受刑者の個別の事情を改善するための特別改善指導（①薬物依存離脱指導 ②暴力団離脱指導 ③性犯罪再犯防止指導 ④被害者の視点を取り入れた教育 ⑤交通安全指導 ⑥就労支援指導）を、他の矯正施設と連携して実施しています。

○富山保護観察所

- ・ 社会内において、再び犯罪をすることを防ぎ、又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持するよう指導及び支援を行っています。
- ・ 改善更生や円滑な社会復帰に支障を来たす個別事情を改善するため、①性犯罪者処遇プログラム、②薬物再乱用防止プログラム、③暴力防止プログラム、④飲酒運転防止プログラムを実施しています。また、必要な者には、しよく罪プログラムを実施しています。

<民間団体の取組み>

○更生保護施設「富山養得園」

- ・ 円滑な社会復帰ができるように一般的な生活指導とともに対象者が自覚と努力を促すことができるように個別面接を行っています。また、本園を退所した者に対する生活相談等（フォローアップ事業）も行っています。

（2）課題

性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、可塑性に富む少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性を的確に把握したうえで、適切な指導を選択し、一貫性を持って継続的に働きかける必要があります。

働きかけにあたっては、対象者一人ひとりの経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性の適切な把握と、関係機関の連携が重要です。

さらに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等の実施が必要です。

（3）具体的施策

①適切なアセスメントの実施

- ・ 子供を対象とする暴力的性犯罪出所者に対する再犯防止のため、対象者の出所後の継続的所在地の確認及び面談等を実施します。【警察本部（少年女性安全課）】
- ・ 被害者への接触防止のための措置として、ストーカー規制法に定められた警告、禁止命令等のほか、犯罪未然防止のための口頭による指導・警告を行います。また、保護観察所と情報共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底するとともに、必要に応じ、保護観察所の長からの仮釈放の取り消しの申出及び刑の執行猶予の言渡しの取り消しの申出を受けて、検察官から取り消し請求を行うなど、ストーカー加害者

に対する適切な措置を実施します。【警察本部（少年女性安全課）】

②暴力団員の社会復帰対策の推進

- ・矯正施設入所中に暴力団離脱を支援した者の帰住先が本県であれば、保護観察所と緊密に連携して、社会復帰対策に関して必要な協力を行います。【警察本部（組織犯罪対策課）】

【重点分野6】民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

1. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

(1) 現状

- 再犯の防止等に関する施策の実施については、保護司や更生保護女性会、BBS会のほか、更生保護法人富山県更生保護事業協会、更生保護法人富山養得園、特定非営利活動法人富山県就労支援事業者機構、篤志面接委員、教誨師、少年警察ボランティア等多くの民間協力者が行う、犯罪や非行をした人たちの立ち直り支援活動に支えられています。

- 保護司数（富山県）は、減少傾向にあります。（4月1日現在）（人）

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
保護司数	563	562	566	560	557	555
平均年齢	64.3	64.3	64.8	64.9	64.8	64.7

※定員 605名

（富山保護観察所より）

- 更生保護サポートセンターは、平成30年度に全11保護区設置されています。

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
更生保護サポートセンター数	4	6	6	7	11	

（富山保護観察所より）

- 民間協力者数は、全体で減少傾向にあります。（4月1日現在）（人）

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
富山県BBS連盟会員数	40	40	49	62	61	
富山県更生保護女性連盟会員数	4,500	4,463	4,458	4,368	4,133	

（富山保護観察所より）

- 民間協力者の認知度（内閣府調査）

「あなたは、再犯防止に協力する民間協力者として、次の方々（少年補導員、保護司、少年指導委員、更生保護施設、少年警察補助員、教誨師、協力雇用主、更生保護女性会、篤志面接委員、BBS会等のいずれか）がいることを知っていますか」と聞いたところ、「いずれか知っている」が81.6%、「いずれも知らない」が15.7%でした。（内閣府「再犯防止対策に関する世論調査」H30.11）

- 社会を明るくする運動行事参加人数（富山県）はH26年と比べ増加しています。（人）

年次	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
のべ人数	17,370	17,029	17,716	24,539	22,845

（法務省より）

- 社会を明るくする運動・再犯防止啓発月間の認知度（内閣府調査）

「あなたは、「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」を聞いたことがありますか」と聞いたところ、「両方とも、あるいはいずれか聞いたことがある」が38.9%、「両方とも聞いたことがない」が60.1%でした。（内閣府「再犯防止対策に関する世論調査」H30.11）

・県民意識調査

「あなたは、刑を終えて出所した人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」と複数回答で聞いたところ、「就職することが難しく、経済的な自立が見込めないこと」が58.4%と最も高く、次いで「更生した人たちに対する誤った認識や偏見があること」が50.7%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が38.3%でした。

(「人権に関する県民意識調査報告書」R元.6)

<県の取組み>

- ・“社会を明るくする運動”に参加協力しているほか、更生保護に取り組む民間団体の活動に対する財政的支援を行っています。また、更生保護事業に関する活動に貢献している民間の個人・団体等に対する表彰をしています。【厚生企画課】
- ・青少年の健全育成に携わる少年補導委員及び少年補導員を対象に、社会環境の変化とともに変容する青少年の問題行動に適切に対応するための知識の習得と資質の向上を図ることを目的とした研修会を開催しています。【子ども支援課、警察本部】

<国の取組み>

“社会を明るくする運動”を通して、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを推進しています。また、刑事施設では、矯正展をはじめとして、刑務所作業製品の展示・即売や施設参観、職業訓練見学会等を通じて、再犯の防止に関する広報啓発活動を積極的に行っています。

○名古屋矯正管区

- ・名古屋高等検察庁、中部地方更生保護委員会、名古屋法務局と合同で、中部ブロック再犯防止シンポジウムを主催し、再犯防止施策の重要性についての広報を実施しています。
- ・また、矯正施設に対する理解を深めていただくために、地方公共団体等の希望に応じて、管内矯正施設の見学のコーディネートを行うなど、広く広報活動を行っています。

<民間団体の取組み>

○保護司

- ・保護司は、地域の実情等を理解しているという特性を活かし、保護観察所の保護観察官と協働して、保護観察及び矯正施設収容中の人の生活環境調整を実施するとともに、犯罪予防活動、就労支援、学校や地域の機関・団体との連携等、多岐にわたって活動しています。
- ・また、県内には11の「保護区」ごとに保護司会を組織し、平成24年から保護司や保護司会が地域で活動を行う拠点として、「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行う「更生保護サポートセンター」の整備が始まり、平成30年度に全地区に設置し、活動を行っています。

○富山県更生保護女性連盟

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者等や非行のある少年の改善更生に協力することを目的に活動しており、更生保護施設（富山養得園）における給食活動、小中学生に対する非行防止教室、犯罪・非行防止のための世論啓発やミニ集会、矯正施設への物心両面での援助などの活動を実施しています。

○富山県BBS連盟

BBS会では、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等を実施しています。

○更生保護施設「富山養得園」

・富山養得園に新たに設置した地域交流室（多目的ホール）を町内会の会合や催し、また、災害時における一時避難場所としても活用できるようにしています。これにより、地域の人々との交流を深め、更生保護の理解・協力を役立てるようにしています。さらに、更生保護関係者にも協議会その他で利用していただけるようにしています。

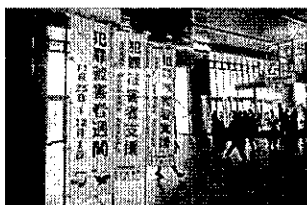
○（公社）とやま被害者支援センター

とやま被害者支援センターは、被害者等（事件、事故等の被害者及びその家族又は遺族）に対して各種の支援活動を行い、被害等の早期回復及び軽減並びに社会全体の被害者支援意識の高揚に資するとともに、これらの活動を通じて地域の安全に寄与することを目的としています。

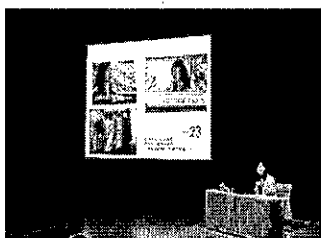
例年、「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）にあわせて、犯罪被害者等を講師に「講演会&コンサート」を開催し、中・高校生による命を大切にする作文朗読をはじめ、犯罪被害者等の置かれている状況、名誉や生活の平穏への配慮の重要性等についての啓発活動、富山駅等での街頭広報等を行っています。

また、富山刑務所では、夏頃、受刑者を対象に犯罪被害者等による「命の大切さを学ぶ教室」を開催しています。

◇犯罪被害者週間における広報キャンペーン（富山駅）



◇犯罪被害者週間行事「講演会&コンサート」



(2) 課題

再犯の防止等に関する取組みは、県民にとって身近でなく、刑を終えて出所した人等に対する偏見があるなどの課題もあり、理解を得にくい問題があります。

また、犯罪被害者等の無念や憤り、その心情を考慮すると、刑を終えて出所した人に対する支援だけではなく、同時に、犯罪被害者等への十分な配慮がなければ県民の理解は得られません。

一方で、保護司をはじめとする民間協力者が減少傾向となっており、再犯の防止等に関する活動を行うための必要な体制の確保が困難となっています。

(3) 具体的施策

①民間協力者の活動の促進等

・“社会を明るくする運動”の機会等を通じて、更生保護活動の紹介を行うなど、民間協力者（保護司、更生保護女性会、BBS会、篤志面接委員、少年警察ボランティア）が行う支援活動を紹介し、活動に対する理解の醸成を図ります。【厚生企画課】

②広報・啓発活動の推進等

・富山県安全なまちづくり条例に基づき行っている各種活動と連携した広報に努めてまいります。【防災・危機管理課】

・再犯の防止、刑務所出所者等の社会復帰支援の重要性や地域の安全・安心における更生保護施設の意義・役割等について、地域住民の理解が促進されるための広報・啓発活動を推進します。【厚生企画課】

・「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、刑を終えて出所した人等の更生が円滑に図られ、また、その家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向け、行政、保護司会、更生保護事業協会、更生保護女性連盟等が連携し、社会を明るくする運動等を通じて県民の意識啓発に取り組みます。

また、刑を終えて出所した人等の再犯防止に向け、国や市町村、関係団体等と連携した支援を実施します。【厚生企画課・県民生活課】

